

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称：ネパール国道路防災に係る情報収集・確認調査
【有償勘定技術支援】(QCBS)

調達管理番号：22a00878

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「4.（2）上限額」を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

2023年2月15日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月15日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

- (1) 業務名称：ネパール国道路防災に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】(QCBS)
- (2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり
- (3) 適用される契約約款：
(●) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。(全費目課税)
- (4) 契約履行期間(予定)：2023年5月～2024年2月
新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

4. 担当部署・日程等

- (1) 選定手続き窓口
調達・派遣業務部 契約第一課
電子メール宛先：outm1@jica.go.jp
担当者メールアドレス：Kan.Kae@jica.go.jp
- (2) 事業実施担当部
南アジア部 南アジア第二課
- (3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2023年2月21日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2023年3月1日12時
3	質問への回答 2月21日12:00までの受領分	第1回 回答日 2023年2月27日
4	質問への回答	第2回(最終)回答日 2023年3月6日

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2023 年 3 月 10 日 12 時
7	プレゼンテーション	行いません
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2023 年 3 月 30 日 11 時
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者としてします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 URL に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第 1 章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/notice/distribution.html>)

提供資料：

- ・「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛
CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)のURLに記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下のJICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2022年6月1日版）」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ（PDF）での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_（調達管理番号）_（法人名）」
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等は パスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（千円未満切り捨て。消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
[例：20a00123_〇〇株式会社_見積書]
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」、
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理体制及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.（2）に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100点

* 最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80：20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点及び価格評価点をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記4.（3）日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 総則

この仕様書は、独立行政法人国際協力機構（以下「発注者」という。）と受注者名（以下「受注者」という。）との業務実施契約により実施する「ネパール国道路防災に係る情報収集・確認調査【有償勘定技術支援】（QCBS）」に係る業務の仕様を示すものである。

第2条 業務の背景・経緯

ネパール（以下、「当国」という。）は、地形的な特徴から地震、洪水、土砂災害等の自然災害多発国であり、人口の80%以上が自然災害リスクに晒されている（ネパール内務省、2017年）。1990-2019年に発生した自然災害による被害総額は約50億米ドル、死者数15,000人以上、負傷者数20,000人以上に及ぶ（UNISDR、2019年）。土砂災害は発生頻度の最も高い災害の一つであり、1971-2018年にかけて約4,400件発生しており、同期間の累計死者数は、2015年の大地震の被害を除けば約5,100人と最も多い（ネパール内務省、2019年）。

当国では運輸交通の約90%を道路輸送に依存しているが、国土の80%近くが山岳地帯であるという厳しい地形条件を背景に道路網の整備が遅れており、幹線道路の約半数が未舗装である（ADB、2021年）。適切な斜面对策を講じていない山岳地帯の未舗装道路は災害や気候による影響を受けやすく、特に雨季には、落石、岩盤崩壊、斜面崩壊、路肩崩壊、地滑り、土石流等の土砂災害に伴う道路封鎖・物流停滞が頻繁に発生しており、人的・経済的損失が発生している。

当国政府は2018年に「Disaster Risk Reduction National Strategic Plan of Action 2018-2030」を策定し、地震、洪水、土砂災害等のあらゆる災害種への対応を掲げている。土砂災害対策に関しても、防災事前投資や「Build Back Better」に基づく災害発生後の復旧対応強化等をアクションプランとして取り組む方針である。道路防災や道路安全性確保は、公共インフラ交通省道路局（以下、「道路局」という。）が所掌している。カトマンズからインドへ続く中部・南部の物流上重要な主要幹線道路において、毎年の土砂災害による経済損失への懸念が大きいことから、道路局は特に主要幹線道路の斜面对策を重要視している。しかし、予算不足により道路局の対応は土砂災害発生後の土砂除去等の応急対応に留まり、特に急峻斜面における恒久的対策工事は技術的にも難しいことから、恒久的な対策工事が進められていない。また、道路局は早急に対応が必要な復旧工事の一部を民間業者へ委託しており、道路局が保有する重機を貸与する形で復旧工事を実施しているが、重機の老朽化が進んでいるため、復旧工事用の機材の更新等も必要な状況である。

当国では主要幹線道路を対象とした斜面对策工事や機材整備に係る支援ニーズが高いと思われるものの、土砂災害に対する道路局の対応状況及び組織体制、各幹線道路における土砂災害発生リスク等の情報が不足している。かかる状況を踏まえ、今後の道路土砂災害対策に係る支援を検討するためには、これら情報を確認する必要がある。

第3条 業務の目的と範囲

(1) 業務の目的

ネパール中部・南部の主要幹線道路において、土砂災害の概況、道路局の土砂災害管理体制、道路斜面对策の現況と課題、国際機関・他ドナーの動向等につき調査を行うことにより、特に土砂災害発生リスクの高い箇所を特定し、将来的な案件形成の方向性を明確にすることを目的とする。

(2) 業務の範囲

本業務は、上述「(1) 業務の目的」を達成するため、「第4条 業務実施の留意事項」を踏まえつつ、「第5条 業務の内容」に示す事項の調査を行い、「第6条 報告書等」に示す報告書等を作成する。

第4条 業務実施の留意事項

(1) 本業務の位置付け

主要幹線道路において、落石、岩盤崩壊、斜面崩壊、路肩崩壊、地滑り、土石流等の土砂災害発生リスクの高い優先箇所を特定すべく、災害発生・リスクの概況、関係機関の組織体制、政策・制度、土砂災害復旧対応及び斜面对策工実施状況等を整理する。その結果をふまえ、評価基準²に基づき土砂災害リスクを分析・整理し、対策工が必要なプロジェクトリストを作成する。本業務の成果は、今後の円借款の検討資料として活用することを想定している。

(2) 業務計画及び現地渡航

土砂災害発生リスクの高い優先箇所の特定のため、ロングリストを作成し、ショートリスト選定基準を検討する。現地調査は計3回とし、第一次現地調査では当国の災害概況及び優先事業のロングリスト案作成に必要な情報収集、第二次現地調査ではショートリスト選定基準検討に必要な情報収集、第三次現地調査ではドラフト・ファイナル・レポートに係る先方関係機関との協議を主要な活動と想定している。

(3) 現地再委託

雨季(5月～10月頃)の土砂災害被害状況の情報収集・分析に関しては、上記3回の現地調査とは別に、並行して調査することが必要である。そのため、当該業務(自然条件調査(地質調査))について経験・知見を豊富に有する現地コンサルタント等に現地再委託して実施することを認める。³

² 土砂災害リスクの評価基準に関しては、プロポーザルで提案すること。

³ 現地再委託にかかる費用は本見積りに計上すること。

(4) 業務内容・結果の先方政府との確認

本業務の実施にあたっては、最終的な結果は勿論のこと、途中段階でも先方実施機関と協議議事録等で確認する。先方関係機関に本業務の進捗や結果を提示する際には、発注者に事前に説明・確認の上、その内容について了承を得る。

(5) 関係者との連絡・確認

業務実施に際しては、発注者及びネパール事務所、インフラ技術業務部、地球環境部、社会基盤部等（以下、「当機構関連部署」とする。）との連絡を密に行い、進捗について細かく共有を行う。各段階のレポート提出時、その他ネパール側と書面にて確認すべき事項が生じた場合には、必要に応じて協議内容を議事録に取り纏め、先方との意思疎通が確実なものとなるよう留意する。

(6) 技術協力を踏まえた情報収集

発注者は、道路局を対象として道路防災の能力強化に関わる技術協力プロジェクトの要請を受けており、その実施を検討中である。本業務では、土砂災害発生リスクの高い箇所を特定することに加えて道路局の土砂災害対策に関わる方針、組織体制、ガイドライン、マニュアル類についても調査することに留意する。

(7) 土砂災害発生リスクの高い優先箇所の特定

ショートリスト選定基準の検討にあたっては、対策の優先順位が高い箇所の踏査を行い、サイトの形状、想定される施工管理/監理拠点からサイトまでの距離及びアクセス状況、土地の確保状況・所有権等の情報収集・分析も行う。

(8) 先方実施機関へのワークショップを通じたニーズ認識醸成⁴

実施機関となる道路局や関連機関（エネルギー水資源灌漑省水資源灌漑局（Department of Water Resources and Irrigation, Ministry of Energy, Water Resources and Irrigation (DWRI・WRI)））等に対し、調査の進捗ごとに調査結果の説明と併せて、土砂災害対策に関わる知識の醸成や実施意義の重要性に関してワークショップを開催し説明する。この際に、日本の道路防災に関わる経験や思想も併せて説明し、土砂災害対策への事前防災投資や「Build Back Better」に基づく災害発生後の復旧対応強化等の重要性を共有する。

(9) 調査対象地域⁵

第1州、マデシ州、バグマティ州、ガンダキ州の主要幹線道路を対象とする。具体的には、下記の幹線道路を調査することを想定している。

- ・ East-West Highway
- ・ Mechi Highway
- ・ Mid Hill Highway
- ・ Koshi Highway
- ・ Prithvi Highway
- ・ Araniko Highway

⁴ プロポーザルでは、先方実施機関のニーズ認識醸成に効果的なワークショップ等の実施方法・方針について提案を行うこと。

⁵ 記載の主要幹線道路以外に対象に加えるべき幹線道路があれば、その理由と共にプロポーザルで提案すること。

- ・ Tribhuvan Highway
- ・ Siddhartha Highway

第5条 業務の内容⁶

上記「第3条 業務の目的と範囲」を達成するために以下の業務を行い、上記「第4条 業務実施の留意事項」を踏まえつつ、背景及び目的を十分把握の上、以下の業務を行う。

(1) インセプション・レポートの作成と先方関係機関への調査内容の説明

1) 関連資料及び情報の収集・整理・分析

当機構や他ドナー機関等が実施した調査資料や関連資料、情報、データ等を収集・整理・分析する。特に、世界銀行が道路局と共に作成した「Road Network Criticality Assessment Report」(2019)では、各Highwayにおける災害リスクを取りまとめており、同リスク評価の結果と共に評価方法や方針などにも留意し参考とする。

2) 業務の基本方針の策定

上記1)の結果を踏まえ、業務全体の方針、調査方法、作業工程、手順、実施体制、要員計画等の基本方針を策定する。これら基本方針の策定にあたっては、作業の効率性を十分に考慮し、発注者と十分に協議を行う。

3) 先方関係機関への質問表作成

現地収集する必要のある関連資料、情報、データや実施機関等に対応を求める事項をリストアップし、質問票(英文)として取りまとめる。この際、既存資料、情報、データとの重複がないか、十分に確認する。

4) インセプション・レポートの作成

上記1)～3)の内容及びファイナル・レポートの目次案等で構成される業務計画書(和文)及びインセプション・レポート(英文)を作成する。発注者及び当機構関連部署にインセプション・レポート(案)の内容を説明する。協議の結果を踏まえ、インセプション・レポート(案)を最終化し、発注者の了承を得る。

5) インセプション・レポートの説明・協議

先方政府関係機関に対し、インセプション・レポートを配布し、既存資料等の分析結果、業務の実施方針、業務計画、便宜供与依頼事項、役割分担等について説明・協議し、基本的了解を得る。また、日本の道路防災に関わる経験や思想、土砂災害対策への事前防災投資や「Build Back Better」に基づく災害発生後の復旧対応強化等の重要性を共有するワークショップを開催する。

(2) 当国の災害にかかる現状の確認・把握

インセプション・レポート及び質問表に基づき、当国の災害概況にかかる情報を収集し、現状を把握する。当該作業にあたっては、少なくとも以下1)～4)の情報を含めし、既存情報を可能な限り活用・更新することで効率性と迅速性に留意する。既存資料だけで十分な情報を取得できない場合には、国家防災庁、道路局や地方公共団体などを含むネパール政府関係機関への聞き取りにより情報収集を行う。

⁶ 効果的・効率的な調査方法・スケジュールがある場合にはプロポーザルにて提案する。

- 1) 一般情報
 - ① 地形概要
 - ② 地質概要
 - ③ 気候
 - ④ 人口
 - ⑤ 経済、産業
- 2) 防災関連政策及び計画
 - ① 防災全般にかかる政策及び計画
 - ② 土砂災害対策にかかる政策及び計画
 - ③ 土砂災害対策にかかる関連予算状況
- 3) 災害管理の概況
 - ① 災害管理にかかる主要組織の組織体制、予算配分・執行、事業実施状況等
 - ② 土砂災害対策の主要組織の組織体制、予算配分・執行、事業実施状況等
- 4) 災害発生・リスクの概況
 - ① 災害種ごとの発生・リスク（発生頻度、被害規模等）
 - ② 経済損失リスクに応じて優先的に対応すべき災害種の分析

(3) 道路災害⁷及び斜面对策の現況と課題

主要幹線道路で発生している災害の概況、道路局による災害管理・復旧体制、他ドナーによる支援状況、関連資金協力事業のレビュー等に係る調査を行い、以下項目について現況把握及び課題分析を実施する。

- 1) 道路災害の概況
 - ① 主要幹線道路における災害の発生原因・分類
 - ② 主要幹線道路における災害データ（発生場所・時間、規模、復旧までの時間、推定被害額）
 - ③ 道路災害対応にかかる計画
 - ④ 道路災害の発生状況（災害種、発生頻度、被害規模等）
- 2) 道路局の道路災害管理
 - ① 災害管理・復旧に関連する部署の役割、人員体制、予算配分・執行状況
 - ② 災害発生時の復旧対応及び斜面对策事業の実施体制
（対応手順（対策工事の事例（概要）、設計ガイドライン（標準図・標準設計の有無）の整備状況等）
 - ③ 点検データの有無（頻度、内容、結果に基づく評価、対策の実施状況等）
 - ④ 災害管理・復旧に係る技術水準及び事業実施能力
 - ⑤ 対策工事の実施状況（設計・施工・完工図面の有無など）
 - ⑥ 災害管理・復旧及び斜面对策用機材の保有状況及び管理・メンテナンス体制
 - ⑦ 民間業者との連携・役割分担
 - ⑧ 研修の実施状況（研修マニュアル、研修の内容、頻度、対象者、講師、予算等）
 - ⑨ 道路局の道路土砂災害管理に関する今後の方針
 - ⑩ 道路土砂災害時のガイドラインの有無及び内容
 - ⑪
- 3) 国際機関・他ドナーによる災害対策支援の状況（計画及び実施中事業の進捗）

⁷ 豪雨等に起因する落石、岩盤崩壊、斜面崩壊、路肩崩壊、地滑り、土石流等の道路における土砂災害に加えて、河川の氾濫等に起因する道路の冠水や路肩崩壊、橋梁の落橋・倒壊も含むものとする。

- 4) 産官学連携を踏まえ、ネパール国内のアカデミア（研究機関や大学機関など）の基礎情報（教員数、研究室数、学会参加実績等）
- 5) 地すべりの遠隔監視システム、AI を用いた発生予測、ドローンを用いた点検方法等、土砂災害対策に関する最新技術の情報収集とレビュー
 - ① 土砂災害対策に資する最新技術について情報収集を行う。
 - ② 他国における最新技術の適用状況等を確認し、技術の熟度とネパールへの適用可能性をレビューする。
 - ③ 適用可能性のある技術については、実際の適用にあたって必要となる費用（初期費用・運用費用）・人員体制・設備等を確認する。
- 6) 災害対策に関連する技術協力・有償資金協力・無償資金協力事業のレビュー
 - ① 無償資金協力「シンズリ道路震災復旧計画」等に関し、既存資料・報告書等のレビューを行い、課題・教訓を抽出する。
 - ② スリランカ「国道土砂災害対策事業（フェーズ1）及び（フェーズ2）」に関し、既存資料・報告書等のレビューを行い、課題・教訓を抽出する。
 - ③ 技術協力「治水砂防技術センタープロジェクト」、「自然災害軽減支援プロジェクト」等に関して、これらの協力を踏まえた現状の成果を既存資料・報告書、ヒアリングを踏まえてその課題・教訓を抽出する。
- 7) 本邦技術の適応可能性の検討

(4) 道路土砂災害における被害状況の分析、リスクアセスメントの実施
 道路災害（地滑り・斜面崩落 落石・がけ崩れ・土石流、道路の冠水や路肩崩壊、橋梁の落橋・倒壊等）の被害状況の分析、リスクアセスメントを実施する。被害分析においては、災害の種別、発生規模、経済的な影響等を考慮し、被害の傾向について取りまとめる。

(5) 道路分野にかかる市場状況の調査
 当国国内における道路災害対策の土木工事の現状について調査し、課題を整理する。特に事業実施に際しての以下の項目を含む円借款などの大規模な工事における調達方法のあり方については、ネパール側関係者とも協議の上、考え方を整理して「調達方法の留意事項」として別途発注者に提出する。

- 1) 当国における類似事業の調達事情
 - (a) 一般土木工事の入札と契約にかかる一般事情
 - (b) 現地コンサルタント（詳細設計、入札補助、施工監理）の一般事情
 - (c) 現地施工業者の一般事情（実績、所有する建設機材等）
 - (d) 必要な資材及び機材の調達事情
- 2) 入札方法、契約条件の設定
 - (a) 契約約款、契約条件書等の設定の基本方針など
 （JICA が整備をしている標準入札書類のうち、どれを採用するかを検討含む）
- 3) コンサルタントの選定方法
 - (a) ショートリストの策定プロセス
 - (b) コンサルタントのプロポーザル評価方法の検討とその承認にかかる権限プロセスなど
- 4) 施工業者の選定方針
 - (a) PQ (Pre-Qualification) 条件の設定
 - (b) 入札パッケージ（発注規模、工種別の発注等）の考え方

- (c) LCB (Local Competitive Bidding) の採否
- (d) 入札段階（書類作成、評価等）の承認の権限 プロセスなど

(6) 優先事業のロングリストの作成及び対策工法（案）の作成

1) ロングリスト選定基準の設定

上記（2）～（4）の結果を踏まえ、優先事業のロングリスト選定基準を設定する。選定基準に関しては発注者及び必要に応じて当機構関連部署とも協議を行う。

2) ロングリストの作成

上記1) で設定した選定基準に基づき、本調査対象道路の中で災害発生リスクが高く、対策の優先度が高い箇所を選定しロングリストを作成する。ロングリスト作成にあたっては、発注者及び必要に応じて当機構関連部署とも十分に協議を行う。この際に、災害管理・復旧及び斜面对策用の機材のニーズに関しても同様に機材リストを作成する。

3) 対策工法（案）の作成

上記（2）～（4）の結果を踏まえ、道路土砂災害のタイプ（岩盤、崩積土、粘性土）、材料、運動形態（転倒、崩落、滑動、伸展、流動）、およびその規模に応じ対応すべき対策工法（案）を整理し表にまとめる。

4) ネパール関係者との協議

対策工法（案）について、日本の道路防災に関わる設計思想、土砂災害対策の考え方とも併せてワークショップを開催し、道路局やエネルギー水資源灌漑省水資源灌漑局などの関係省庁へ説明する。その上で、ロングリスト及び機材リストの説明を行い、意見交換を行う。

(7) インテリム・レポートと先方関係機関への説明

1) インテリム・レポートの作成

ここまでの調査結果を、インテリム・レポートとして取り纏める。作成したロングリスト及びパイロット事業については、インテリム・レポートに含める。発注者及び必要に応じて当機構関連部署に、インテリム・レポート（案）の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インテリム・レポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。

2) インテリム・レポートの説明・協議

先方政府関係機関に対し、インテリム・レポート（案）の内容について説明・協議し、基本的了解を得る。

(8) 自然条件調査（地質調査）

ロングリストの選定基準に基づき、リスクアセスメントの実施及びショートリスト作成のための情報収集を目的に自然条件調査（地質調査）を行う。

- ① 斜面基礎情報：斜面位置、道路距離、予想される災害の種類等。既存の斜面对策工事・道路構造・それらの技術的妥当性。
- ② 過去の災害情報：過去10年間の事故件数、規模、損害等。
- ③ 災害リスク評価項目：リスク評価を行うために必要な地形・地質・植生・雨量データ等。

- ④ 地質データの取得についてボーリング調査を実施する⁸。
- ⑤ 経済・社会分析：道路周辺状況、交通量、物流情報等。対象サイトにおける斜面对策の実施意義の説明のため、経済性等の分析を行う。

(9) 道路災害リスクアセスメントの実施

リスクアセスメントについては、斜面对策及び技術指針（法面保護ガイドライン等）に基づき、過去10年の被害状況を踏まえ、「(8) 自然条件調査（地質調査）」の調査結果として示される、斜面基礎情報、災害リスク評価項目、経済・社会分析結果等に基づき実施する。

(10) 道路土砂災害の規模・種類に応じた対応工法をまとめる

上記(2)～(9)の結果を踏まえ、道路土砂災害のタイプ（岩盤、崩積土、粘性土）、材料、運動形態（転倒、崩落、滑動、伸展、流動）、およびその規模に応じ対応すべき対策工を整理し(6)3)にて作成した表を更新する。道路災害は道路改良（拡幅等）による切土等により誘発されるため改良工事と斜面对策工はセットで検討する必要がある。現道改良の必要性に応じて、取りまとめ方法を検討する。

(11) ショートリストの選定基準およびリストの作成

ロングリストからショートリスト（案）への絞り込みに際し、「(8) 自然条件調査（地質調査）」、「(9) 道路災害リスクアセスメントの実施」の結果を踏まえて、ショートリストの選定基準を設定する。選定基準に関しては発注者及び必要に応じて当機構関連部署とも協議を行うとともに、先方政府関係機関に対しても説明・協議を、了解を得る。その後、設定した選定基準に基づき、リスト案を作成する。

(12) パイロット事業の選定

(11)で実施するショートリストの作成と並行して、今後、実施を想定している技術協力プロジェクト「道路防災に係る能力強化プロジェクト」内のパイロット活動として対策工事が実施可能なパイロット事業を選定する。パイロット事業の選定にあたっては、発注者及び必要に応じて当機構関連部署とも十分に協議を行う。なお、道路局は現時点では斜面对策工事のうちロックシェッドの導入に関心が高く、パイロット事業の選定にあたってはこの点にも留意する。

(13) 対策工事及び機材リストの提案及び工程の作成

上記(11)で選定したショートリストの対象サイトについて対策工事（適用される技術基準、概略設計、施工性、工期、概算工事費、経済性等を含む）を提案する。なお、対策工事については、本邦技術の適用の可能性について、経済性、他地域への適用可能性等に留意して幅広く検討する。加えて、上記(6)2)で整理した機材リストを精査し機材整備支援案（調達期間、概算機材費等を含む）を提案する。

なお、概算工事費の積算に関しては、円借款事業の形成を念頭に積算する。このため、バックデータや根拠を示し内訳を明確にし、算出した概算工事費の考え方・根拠・何を参考にどう積算したかを明記すると共に、発注者に説明する。実際の事業形成時に上振れリスクがあるのであれば、どのような点にリスクがあるのか、後続の調査（協力準備調査など）で精査すべき項目等を挙げる。また、概算工事費については、道路

⁸ 現時点では、12地点でのボーリング調査を予定しており、現地再委託または調査補助員の活用を可とする。

局との協議を踏まえ柔軟な提案ができるよう、一つのサイトについて複数の案を用意する。

(14) ドラフト・ファイナル・レポートの作成と先方関係機関への説明

- 1) 以上の調査結果をドラフト・ファイナル・レポート（案）として取り纏め、発注者及び必要に応じて当機構関連部署に、内容を説明する。協議の結果を受けて、ドラフト・ファイナル・レポート（案）を最終化し、発注者の了承を得る。
- 2) 先方関係機関に対し、ドラフト・ファイナル・レポートの内容を説明・協議する。この際、当該レポートに記載の提案はあくまで調査団として技術的見地から行うものであり、日本政府やJICAによる協力の提案や実施のコミットを意味するものではないことを資料上で明記するとともに、口頭でも明確に伝え、ネパール側関係者に本業務結果がそのまま協力事業として認識されないよう特に留意する。

(15) ファイナル・レポートの作成

ドラフト・ファイナル・レポートに対する関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については修正し、ファイナル・レポートとして取り纏める。

第6条 報告書等

(1) 成果品・報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下1)～6)のとおり。このうち、5)を成果品とする。

なお、以下に示す部数は、発注者へ提出する部数であり、ネパール側関係者との協議、国内の会議等に必要な部数は別途用意する。また、各報告書のネパール政府への説明・協議に際しては、事前に発注者に説明の上、その内容について了承を得る。

1) 業務計画書（簡易製本）

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：契約締結後 10 営業日以内

部数：和文 3 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

2) インセプション・レポート（簡易製本）

記載事項：調査の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：現地調査開始 2 週間前

部数：和文 3 部、英文 3 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

3) インテリム・レポート（簡易製本）

記載事項：第 1 次現地調査の調査結果

提出時期：2023 年 7 月中を想定

部数：和文 5 部、英文 5 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

4) ドラフト・ファイナル・レポート（簡易製本）

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2023 年 10 月中を想定

部数：和文 5 部、英文 5 部、電子データ（PDF 形式、Word 形式）

5) ファイナル・レポート（製本）

記載事項：調査結果全体成果

提出時期：2024年2月25日

部数：和文5部、英文5部、CD-R5部、電子データ（PDF形式、Word形式）

注1) 1) 業務計画書については、共通仕様書第6条に規定する計画書を意味しており、同条に規定する事項を記載する。

注2) 2) インセプション・レポートについては、円滑に現地調査を開始するために予め日本出発前に英文を作成し、発注者に提出する。

注3) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」（2020年1月）を参照する。

注4) 特に記載のないものはすべて簡易製本（ホッチキス止め可）とする。簡易製本の様式については、上記ガイドラインを参照する。

注5) 報告書等全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。また、英文報告書等の作成にあたっては、その表現ぶりに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

(2) その他の提出物

1) 収集資料

本業務を通じて収集した資料及びデータを項目毎に整理し、当機構様式による収集資料リストを付して提出する。

2) 議事録等

ネパール政府との各業務報告説明、協議に係る議事録を作成し、速やかに発注者に提出する。

3) 業務報告書

JICAの規定により、業務の進捗概要を添付した「コンサルタント業務従事月報」を翌日15日までに発注者に提出する。

4) 現地再委託業務の成果品

現地再委託業務の契約により実施した調査の成果品について、発注者へ提出する。

5) その他

上記の提出物のほかに、関連会議・検討会の開催時に必要な資料や各報告書の和文要約等、発注者が必要と認め報告を求めたものについて提出する。

プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項 (プロポーザルの重要な評価部分)

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	土砂災害リスクの評価基準	第4条 業務実施の留意事項 (1) 本業務の位置付け
2	調査実施方針及び渡航時期	第4条 業務実施の留意事項 (2) 業務計画及び現地渡航
3	現地再委託対象業務の実施・監督方法等の具体的内容(可能な範囲で)	第4条 業務実施の留意事項 (3) 現地再委託 第5条 業務の内容 (8) 自然条件調査(地質調査)
4	先方実施機関のニーズ認識醸成に効果的なワークショップ等の実施方法・方針	第4条 業務実施の留意事項 (8) 先方実施機関へのワークショップを通じたニーズ認識醸成
5	調査対象地域 (記載の主要幹線道路以外に対象に加えるべき幹線道路があればその理由も述べる)	第4条 業務実施の留意事項 (9) 調査対象地域
6	効果的・効率的な調査方法・スケジュール(特段の提案がある場合)	第5条 業務の内容

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：道路防災分野を対象とした各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

プロポーザル及び見積書は本説明書の記載内容に基づき作成いただきます。一方で、コロナ禍の影響が長引き現地渡航できない状況が継続する可能性もあります。現地業務について、本説明書あるいはプロポーザルの計画から延期せざるを得ない場合を想定し、現地業務開始前に実施できる国内業務について提案があればプロポーザルに追加で記載してください。こちらの提案につきましては、制限ページ数外、見積不要とします。

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴及び業務従事者の予定人月数

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野及び想定される業務従事人月数は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

① 評価対象とする業務従事者の担当専門分野

- 業務主任者/防災計画
- 土砂災害リスク/地質調査
- 斜面对策

② 評価対象とする業務従事者の予定人月数

約 8.75 人月

2) 業務経験分野等

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者/防災計画）】

- ① 類似業務経験の分野：道路防災分野を対象とした調査や事業計画
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域
- ③ 語学能力：英語
- ④ 業務主任者等としての経験

【業務従事者：土砂災害リスク/地質調査】

- ① 類似業務経験の分野：災害リスク関連の調査
- ② 対象国及び類似地域：評価せず
- ③ 語学能力：評価せず

【業務従事者：斜面对策】

- ① 類似業務経験の分野：斜面对策工に関連する調査または施工など
- ② 対象国及び類似地域：ネパール国及び南アジア地域
- ③ 語学能力：英語

【留意事項】語学の証明書に関して、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご注意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっています。

(詳細：https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html)

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2023年5月に業務を開始し、2024年2月に最終成果品をJICAに提出することを想定している。以下の業務内容の他、適当と考えられる調査・実施事項等がある場合は、プロポーザルで提案する。

- 1) 国内準備調査：2023年5月上旬
- 2) 第一次現地調査：2023年5月中旬～2023年6月下旬
- 3) 第一次国内作業：2023年7月上旬
- 4) 第二次現地調査：2023年8月上旬～9月中旬
- 5) 第二次国内作業：2023年10月中旬
- 6) 第三次現地調査：2023年11月下旬～12月中旬
- 7) 第三次国内作業：2024年1月上旬

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

約 14.27人月（現地：7.77人月、国内：6.50人月）

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成（及び格付案）は以下を想定していますが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適だと考える業務従事者の構成（及び格付）を提案してください。

- ① 業務主任者/防災計画 (2号)
- ② 土砂災害リスク/地質調査 (3号)
- ③ 斜面对策 (3号)
- ④ 道路維持管理
- ⑤ 社会/経済分析
- ⑥ 環境社会配慮/ジェンダー

3) 渡航回数を目途 全15回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。「コンサルタント契約等における現地再委託契約ガイドライン」に則り、選定及び契約を行い、選定業者の業務遂行に関しては、現地において最適な監督、指示を行います。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施・監督方法につき、可能な範囲でより具体的に提案してください。

- 自然条件調査（地質調査）

(4) 配付資料／公開資料等

- 1) 配付資料
特になし

2) 公開資料

- 無償資金協力「シンズリ道路震災復旧計画」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/1860370/index.html>
- スリランカ「国道路砂災害対策事業」
<https://www.jica.go.jp/oda/project/SL-P109/index.html>
- ネパールにおける治水関連の報告書：
https://openjicareport.jica.go.jp/617/617_116.html

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（2022年4月）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「3. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案については、プロポーザルには含めず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に提出ください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみ別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上、B案については、別提案においてA案の代替案であることがわかるように説明の上、別提案として記載し、B案の経費を別見積にて提出。

【上限額】

65,239,000円（税抜）

上記の金額は、下記（3）別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

（3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。

- 1) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- 2) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの

- 3) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費
- 4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 5) 上限額を超える別提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上する経費はありません。

(5) 見積価格について、

各費目にて千円未満を切り捨てた合計額（税抜き）で計上してください。

(6) 旅費（航空賃）について

参考まで、JICAの標準渡航経路（キャリア）を以下のとおり提示します。

なお、提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。

東京⇄ドーハ⇄カトマンズ（カタール航空）

東京⇄バンコク⇄カトマンズ（タイ航空）

(7) 業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICAウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
2. 業務の実施方針等	(40)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	16	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
(3) 要員計画等の妥当性	6	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）	—	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50)	
	(26)	
(1) 業務主任者の経験・能力／業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力： <u>総括/防災計画</u>	(26)	(11)
ア) 類似業務の経験	10	4
イ) 対象国・地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	4	2
エ) 業務主任者等としての経験	5	2
オ) その他学位、資格等	4	2
② 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇〇〇</u>	(—)	(11)
ア) 類似業務の経験	—	4
イ) 対象国・地域での業務経験	—	1
ウ) 語学力	—	2
エ) 業務主任者等としての経験	—	2
オ) その他学位、資格等	—	2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	(—)	(4)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	—	—
イ) 業務管理体制	—	4
(2) 業務従事者の経験・能力：<u>土砂災害リスク/地質調査</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国・地域での業務経験	—	
ウ) 語学力	—	
エ) その他学位、資格等	4	
(3) 業務従事者の経験・能力：<u>斜面对策</u>	(12)	
ア) 類似業務の経験	6	
イ) 対象国・地域での業務経験	1	
ウ) 語学力	2	
エ) その他学位、資格等	3	

